

令和 6 年 8 月 1 日

事業主 殿

熊野尾鷲労働基準協会長

## 職長・安全衛生責任者教育の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、熊野尾鷲労働基準協会では、下記のとおり、標記教育を実施致します。

職長等、生産ラインの最前線における監督者は、安全衛生のキーマンとして、極めて重要な位置にあります。したがって、現場監督者の職にある者が、安全衛生についての十分な理解と知識を持ち、積極的に活動することにより、はじめてその職場や従業員の作業行動についての安全衛生の良好な状態が確立され定着されていくこととなります。

このような観点から労働安全衛生法第60条では「職長、その他作業中の労働者を直接指導または監督する者に対して安全および衛生についての教育を行わなければならない。」ことを事業主にに対し義務付けております。一方建設業の統括安全衛生責任者を選任した現場では、関係請負人は、統括安全衛生責任者との連絡等の業務を行わせるため、安全衛生責任者を選任することが義務付けられています。

この機会に職長等の現場監督者を受講させられますようご案内申し上げます。

なお、建設業の方については、一般の科目より単位が増えますので、一般の 12 時間プラス 2 時間の合計 14 時間となります（製造業の方は、従来通りの 12 時間コースとなります）。

### 記

- |        |   |
|--------|---|
| 1 日 時  | 令和 6 年 10 月 23 日(水) 午前 8 時から午後 6 時まで<br>令和 6 年 10 月 24 日(木) 午前 8 時から午後 4 時 30 分まで<br>(但し、製造業の方は、午前 8 時から午後 2 時まで) |
| 2 場 所  | 熊野建設業協会 2 階 研修室 (熊野市井戸町 351-2)  |
| 3 教育科目 | 次ページの教育カリキュラムによる  |
| 4 定 員  | 30 名  |

裏面に続く

- 5 受講料 製造業：会 員 11,000 円 非会員 14,000 円（テキスト・資料代を含む）  
建設業：会 員 14,000 円 非会員 17,000 円（テキスト・資料代を含む）  
☆ 締切1週間以降のキャンセルについては、受講料の返金は、いたしません。  
但し、受講者の差し替えは可とします。  
（会員とは、各地区労働基準協会及び建災防熊野分会並びに林災防の会員）
- 6 申込方法 ①別紙申込書に受講料を添えて当協会に申し込み下さい。（ファックス可）  
現金書留、又は、銀行振込  
銀行振込先 百五銀行熊野支店、普通334767  
②申込先 〒519-4324  
熊野市井戸町 351-2 熊野建設業会館 2 階  
熊 野 尾 鷲 労 働 基 準 協 会  
Tel 0597-85-3489 Fax 0597-89-7007
- 7 申込締切日 令和 6 年 10 月 11 日(金) 郵送の場合、必着でお願いします  
なお、受付は先着順にて行ない、定員に達した時点で締め切ります。
- 8 修了証 教育終了の際、交付します。

職長等の教育を行なうべき業種

労働安全衛生法施行令第19条…法第60条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 1 建設業
- 2 製造業 ただし、次に掲げるものを除く。
  - イ 食料品・たばこ製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。)
  - ロ 繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く。)
  - ハ 衣服その他の繊維製品製造業
  - ニ 紙加工品製造業(セロファン製造業を除く。)
  - ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
- 3 電気業
- 4 ガス業
- 5 自動車整備業
- 6 機械修理業

★ 法令で定める職長教育を行なわなければならない業種は上記のとおりですが、上記以外の業種の方でも受講できます。どの業種でもリーダーは、現場の安全衛生活動推進に当たり受講されることが望ましい。

## 職長・安全衛生責任者教育 カリキュラム

熊野尾鷲労働基準協会  
令和6年10月23日～24日

月日	時 間	科 目	担 当
10月23日 (水) (第1日)	8:00～8:20	受 付	熊野尾鷲労働基準協会事務局
	8:20～8:25	開講挨拶	熊野尾鷲労働基準協会事務局
	8:25～8:30	受講に当たっての注意事項	熊野尾鷲労働基準協会事務局
	8:30～9:30 (1.0時間)	<b>*テキスト 第1章 ・指導・教育の進め方</b> <b>事例討議－1「移動式クレーンでトラックから荷卸し」</b>	熊野尾鷲労働基準協会 講師 中村 忠文
	9:30～11:00 (1.5時間)	<b>*テキスト 第2章 ・監督及び指示の方法</b> <b>*ビデオ(20分)「こんな時 あなたならどうする」</b> <b>事例討議－2「討議用ビデオの問題点と対処の仕方」</b>	
	11:00～11:10	休 憩 (10分間)	
	11:10～12:10 (1.0時間)	<b>*テキスト 第7章 ・作業手順の定め方</b> <b>事例討議－3「消火器取扱い作業手順書作成」</b>	
	12:10～13:00	昼 食 (50分間)	
	13:00～14:00 (1.0時間)	<b>*テキスト 第3章 ・労働者の適正配置</b>	熊野尾鷲労働基準協会 講師 奥田 喜文
	14:00～14:10	休 憩 (10分間)	
	14:10～15:10 (1.0時間)	<b>*テキスト 第4章・第5章・第8章</b> <b>・設備の改善・環境改善の方法と環境条件の保持</b>	
	15:10～15:20	休 憩 (10分間)	
	15:20～16:20 (1.0時間)	<b>*テキスト 第6章 ・整理整頓と安全衛生点検</b>	熊野尾鷲労働基準協会 講師 中村 忠文
	16:20～17:50 (1.5時間)	<b>*テキスト 第12章 ・労働災害防止についての</b> <b>関心の保持および労働者の創意工夫を引き出す方法</b> <b>*ビデオ(18分)「作業環境の安全化に向けて」</b> <b>事例討議－4「自動車部品の運搬方法の改善」</b>	
10月24日 (木) (第2日)	8:00～8:30	受 付	熊野尾鷲労働基準協会事務局
	8:30～11:40 (3時間) <休憩10分含む>	<b>*テキスト 第11章 ・法第60条第3号に掲げる事項</b> (法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査 およびその結果に基づき講ずる措置) <b>*ビデオ(20分)・危険性又は有害性等の調査の方法</b> 「リスクアセスメントの考え方、進め方」 ・リスクアセスメントの実施とその結果に基づく リスク低減措置 <b>事例討議－5「リスク評価とリスク低減措置」</b>	講師 熊野尾鷲労働基準協会 中村 忠文
	11:40～12:30	昼 食 (50分間)	
	12:30～14:00 (1.5時間)	<b>*テキスト 第9章 ・異常時における措置</b> <b>*ビデオ(20分)「異常を異常として感じるか」</b> <b>*テキスト 第10章 ・災害発生時における措置</b> <b>事例討議－6「災害発生時における災害調査の手法」</b>	事務局
	14:00～14:10	建設業以外の受講生に修了証交付 休 憩 (10分間)	
	14:10～16:20 (2.0時間) <休憩10分含む>	法第16条 労働省労働基準局長通達(基発第179号) <b>*安全衛生責任者の職務等</b> <b>*総括安全衛生管理の進め方</b>	講師 熊野尾鷲労働基準協会 奥田 喜文
	16:20～	<b>*修 了 証 交 付</b>	熊野尾鷲労働基準協会事務局